



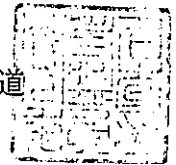
海老名市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長及び教育委員会から
監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

平成30年5月29日

海老名市監査委員

三田 弘道



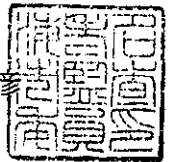
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

市川 敏彦



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 保健福祉部 障がい福祉課
- 2 監査の実施日 平成30年1月26日
- 3 監査結果の公表日 平成30年1月29日(海老名市監査委員告示第1号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
平成28年度後期分の障がい者施設通所交通費について、支出漏れにより平成29年度予算から支出されていた。	請求者と支払いデータの確認作業が不十分であったため、今後は確認作業を二重に行うとともにチェック機能を強化する。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 教育部 教育総務課
- 2 監査の実施日 平成30年2月22日
- 3 監査結果の公表日 平成30年2月23日(海老名市監査委員告示第2号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
学校が購入した事務用品について、学校事務職員が請求書を未処理のまま保管しており、業者から問い合わせがあるまで未払いになっていたため、遅延利息100円が発生した。(請求書受理日:平成29年5月29日、起票日:平成29年8月31日、支払日:平成29年9月8日)	遅延利息については、業者と協議をした結果、遅延利息請求を辞退する旨の文書が提出された。今後は、請求書の伝票処理を行う課から、請求書を確実に提出するように注意喚起するメールを、毎月末に全小中学校宛に送信することで請求書の提出遅延を防止する。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市長室 危機管理課
- 2 監査の実施日 平成30年3月23日
- 3 監査結果の公表日 平成30年3月29日(海老名市監査委員告示第4号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>南部大型防災備蓄倉庫整備に係る用地の取得に際し、当該用地に存する樹木等を土地所有者において撤去することを条件に土地売買契約を締結したところ、樹木等の撤去がなされないまま所有権移転登記を行い、土地代金の支払いを行った。当該土地所有者からは樹木の撤去が困難である旨の申出があり、土地代金の返還を受けたものではあるが、土地の引渡しは樹木等の撤去がなされたことを確認した上で行われるべきものであり、用地取得に係る事務手続に留意されたい。</p>	<p>用地の樹木を撤去する旨は、当該用地の土地所有者との口頭での契約であった。今後、土地売買契約の契約書作成においては、契約上の障害となりうる事象を精査し、更地にしてから土地を引き渡すことを条件とする等の具体的内容を盛り込む契約書とする。さらに、契約内容についての履行確認の徹底をしていく。</p> <p>なお、土地代金の返還に伴い、所有権移転抹消登記を行い、当該土地を地権者に返還した。</p>